

川崎市立稲田中学校いじめ防止基本方針

I 令和8年度 学校経営計画

(1) 川崎市の教育方針（かわさき教育プラン）

- 子ども主体の学びの推進
- 豊かな心とすこやかな体の育成
- 一人ひとりの教育的ニーズへの対応
- 学びを支える教育環境の充実
- 地域と学校の連携・協働
- 生涯教育の推進

(2) 本校の学校教育目標

- 学校教育目標 「よき個人・よき社会人・よき職業人」
- 生徒への具体目標

【よき個人】

- ・心身共に健やかで実行力のある人
- ・豊かな教養と情操を持つ人

【よき社会人】

- ・他人を尊重し、正義を貫き通す人
- ・奉仕、協力、責任感のある人

【よき職業人】

- ・勤労を愛し、事故の職業に打ち込む人
- ・職業生活に深い理解を持つ人



幸せに生きるために、

「主体的に、学び続ける人

『自律した学習者』になる」

(3) 本校の学校経営目標

1. 研究授業を積極的に行い、授業に新しい発想・考え方を取り入れ、授業力の向上に努める。
また、主体的に学習する態度を身につける生徒を育成する。
2. 生徒一人一人を丁寧に観察し、生徒の心に寄り添い、その生徒にふさわしい適切な指導を行っていきよう努める。また、自分の良さや可能性を見つけ、伸ばそうとする態度を身につけ、他者を尊重し、協力し合う生徒を育成する。
3. すべての生徒が心身ともに健康で、安心して学習ができ、安全な教育環境整備を進める。
4. 地域・学校・生徒・保護者が一丸となって、様々な行事等を通じて、諸活動の充実・活性化につなげる。また、地域社会で積極的に活動し、地域のために貢献できる生徒を育てる。

(4) 今年度の重点目標

1. 授業力向上
2. 生徒指導の充実
3. 特別活動の推進
4. 道徳教育の推進
5. 読書活動の推進
6. あらゆる立場の生徒への「支援教育」と「特別支援教育」の充実
7. 健康・安全教育の推進
8. 総合的な学習「探究活動2.0」
9. 地域との連携
10. 小中連携教育

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくれます。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができてきている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、各学年主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問責任者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・校長
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・生徒指導部
- ・ いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・生徒指導部
- ・ いじめ問題に関する資料の管理・・・生徒指導部
- ・ 道徳教育との連携・・・道徳教育推進委員会
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し・・・主任会

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・生徒指導担当、支援教育コーディネーター
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・生徒指導担当、支援教育コーディネーター

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・特別活動指導部、生活委員会担当
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・PTA 校外委員会担当
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・地域連携担当
- ・コミュニティスクールとの連携・・・・・・・・コミュニティスクール担当

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・生徒指導担当
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・生徒指導担当

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員、役割分担、年間指導計画の確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの実施（年間） ・携帯電話やインターネットの正しい活用についての講演会等の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導状況の確認と今後の指導方針の確認 ・第1回学校生活に関するアンケートの実施、集約 ・住居確認の実施。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導状況の確認、今後の指導方針の確認 ・教育相談事前アンケート、教育相談の実施、その後の対応について <p style="margin-left: 20px;">【児童生徒指導点検強化月間】の取組</p> <p style="margin-left: 40px;">○具体的な内容→教育相談の時期や内容についての見直しと検討</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導状況の確認と今後の指導方針の確認 ・三者面談の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年、各部活動の状況報告と指導経過と今後の指導方針の確認 ・いじめ防止対策に関する研修会の開催 ・夏季休業後の教育相談の結果とその後の対応について
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導状況の確認と今後の指導方針の確認 ・前期の反省やまとめと後期の具体的な取り組みの確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導状況の確認と今後の指導方針の確認 ・第2回学校生活に関するアンケートの実施、集約

11	・各学年の状況報告と指導状況の確認、今後の指導方針の確認 ・教育相談の実施、その後の対応について
12	・各学年の状況報告と指導状況の確認、今後の指導方針の確認 ・三者面談の実施
1	・各学年の状況報告と指導状況の確認、今後の指導方針の確認
2	【学校体制振り返り月間】取組 ・各学年の状況報告と指導状況の確認、今後の指導方針の確認 ・学校評価の結果を受けての今年度の対応状況について
3	・各学年の状況報告と指導状況の確認、今後の指導方針の確認 ・第3回学校生活に関するアンケートの実施、集約 ・教育相談の実施、その後の対応について ・次年度に向けての基本方針や計画の見直し

◎ 本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・全校集会や学年集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・稲田Time（朝読書）の実施
- ・朝学活の時間を利用し、「MY WEEK」の実施
- ・校内外の美化活動への参加

[交流活動の活性化]

- ・体育祭や合唱コンクール練習での縦割り活動の実施
- ・生活委員会の朝のあいさつ活動、整美委員会での花壇整備活動
- ・小中高連携活動（音楽フェスタでの交流）
- ・吹奏楽部、チアダンス部などの地域行事への参加
- ・地域教育会議、町内会、子ども会など地域行事での交流活動
- ・地域教育会議「子ども会議」への参加

[啓発活動]

- ・ 生徒会年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA活動）

- ・ 広報紙での呼びかけ
- ・ 校外委員会での啓発ポスター作成と掲示

地域住民の取組

- ・ 地域での見守り活動